

平成30年度 第1回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成30年4月19日 (木)

ところ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

## 平成30年度第1回篠山市まちづくり審議会議事録

平成30年4月19日、平成30年度第1回篠山市まちづくり審議会が召集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成30年4月19日(木) 14時00分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 山下淳委員 加藤哲夫委員 田渕清彦委員 木原奈穂子委員  
森田和夫委員

#### 【オブザーバー】

兵庫県丹波土木事務所まちづくり建築課 課長 松井廣司

#### 【事務局】

まちづくり部 部長 横山実

まちづくり部地域計画課 課長 田村隆章

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 課長補佐 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 係長 荒木敏文

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山内えみ

### 3. 会 議

1. 開会（14時00分）

2. あいさつ

平野副市長よりあいさつ

3. 委嘱状交付、委員紹介

4. 会長の選任について

角野幸博委員が会長に就任

5. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

6. 職務代理者の指名

会長が田中栄治委員を指名

7. まちづくり審議会の審議事項等について

事務局よりまちづくり審議会及び景観部会の所掌事務を説明

8. 景観部会について

(1) 景観部会委員の指名

会長が田中栄治委員、井本季伸委員、森田和夫委員、栗山尚子委員、  
木原奈穂子委員の5名を指名

(2) 部会長の指名

会長が田中栄治委員を部会長に指名

9. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長が山下淳委員と加藤哲夫委員の2名を署名人として指名

## 10. 審議事項

- ・太陽光発電施設に関する景観ガイドラインの改正等について事務局より改正点等を説明。

### ～ 質疑応答 ～

森田委員

設置基準で国道及び県道の路端から 100m以上離す理由としては、景観上良くないということですが、JRの沿線の視点はなかったのですか。

また、住宅地から 100m以上離すとありますが、住宅地の定義は何軒からを住宅地と考えていますか。

市民説明会の開催面積を 3,000 m<sup>2</sup>以上とされていますが、一方で歴史的なまちの区域の設置は 1,000 m<sup>2</sup>以下とする基準との整合性がないと思うのですが。

整合性をとるために市民説明会の開催面積を変更してはどうですか。

事務局

一点目のJRの視点ですが、実績として国道等沿いに太陽光発電施設の設置が多かったため、JR沿線は規定していませんが、今後、検討していきたいと考えます。

二点目の住宅地の定義ですが、居住の有無を問わず一軒でも住宅があれば住宅地と考えています。

三点目の市民説明会の件ですが、太陽光発電施設の設置に限ったものでなく、開発の手続きであるまちづくり条例で規定しているものであり、3,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な開発については、広い範囲で影響が生じることから、市が主催する市民説明会を開催しています。3,000 m<sup>2</sup>以下の開発等についても事業者に対して、自治会や周辺住民への説明を義務づけていますので、対応できると考えています。

森田委員

JRと国道が離れている場合に 100mの範囲であれば太陽光発電施設の設置が可能となる土地が生まれてくる。より厳しくするのであれば、JRから 100mも一つであるし、100mについても広く設定する考え方もあると思います。

事務局 100mの設定ですが、景観条例の沿道景観形成地区や屋外広告物条例の考え  
方との連動もあるため、この基準としたいと考えていますが、必要に応じて検  
討していきたいと考えます。

田淵委員 太陽光発電施設の設置について、基準を守れば設置できる方向性であると思  
いますが、市として太陽光発電施設を推進するのか規制するのか明確にした方  
が良いと思いますが、市の方向性について教えてください。

事務局 市として、太陽光発電施設の設置を全面的に否定する方向性ではありませ  
ん。  
市の景観を守るために基準を定めて適切な誘導を図っていきたいと考えて  
います。

角野会長 今回の改正内容を見たときに、市として厳しくしていく姿勢は一般の人によ  
く伝わる気がしますし、景観を守る取り組みとして強い方針が感じ取れます。

田淵委員 農地を守ることが厳しくなっており、管理する上で太陽光発電施設の設置が  
魅力に感じている方がいることも理解してほしい。規制するだけでなく、場所  
を指定して誘導していかないと、農地が荒れる原因となると考えています。  
太陽光発電施設の廃止後の処置に関する書面について、設置した会社が倒産  
した場合に何の意味もないと思うので、設置段階で撤去費用を市に納入させる  
方法を取ってはどうか。

事務局 20年後の撤去費用の預かりに関しては、行政の会計的に困難かと考えます。  
太陽光発電施設の廃止後の措置に関しては、放置の抑止力に加え、設置業者  
に計画段階で覚悟をもって取り組んでもらうためには必要なことであると思  
っています。

森田委員 市で預かれないのであれば、法務局の供託金制度を活用してはどうか。

山下委員

20年間の利息を考える必要もあるので供託金制度を活用するのは困難かと思えます。

太陽光発電施設の廃止後で設置会社が倒産している場合に、土地所有者の責任の担保をどのようにとっていくかになると思われるので、設置段階で、土地の所有権の有無によって分けて考える必要があると考えます。

角野会長

土地所有者の責任について、注意を促す方法はありますか。

山下委員

廃止後に設置会社が倒産している場合に土地所有者が撤去又は放置の判断をすることになり、放置した場合で危険度や修景の観点で行政が指導する際、土地所有者に対してどこまで改善要求をすることができるのかを検討していく必要はあるのではないかと思います。

角野会長

太陽光発電施設の廃止後の措置の書面の提出は、提出させないよりは、提出させた方が抑止力に繋がることから規定されていると思います。

山下委員

太陽光発電施設の規模で大規模施設と小規模施設とを区別することを検討しなかったのですか。大規模施設の場合は、対応の程度が異なると考えます。

事務局

今回示す基準は市全域に適用する一律の基準となりますが、地区レベルで里づくり計画を策定して、太陽光発電施設の設置に関する土地利用等を定めるときは、その基準で誘導が可能となるので、このような運用をしていきたいと考えています。

角野会長

分節緑化の考え方について、面積によって変わってくるので、基準に明文化する意味ではなく、考え方を整理しておく必要があると考えます。

事務局

既に設置済みの太陽光発電施設の実態や反省を踏まえて今回の基準としていきますので、しっかりと運用していきたいと考えています。

篠山市の場合は、望見できない場所への設置誘導を第一に考えています。

加藤委員	自然公園区域の普通地区は通常設置可能ですが、それを規制しているのは厳しいとも思いますが、同様に砂防指定地が規制されていないのですか。
事務局	災害等の危険性については、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等もあり、検討を行いました。 考え方の整理として、一つは土地利用基本計画の改定の中で進めてきたことから、土地利用の観点から検討してきたこと。二つ目に、森林の伐採を伴う太陽光発電施設の設置は、森林のもつ機能が損なわれ、回復が困難となりますが、災害危険区域等では、対策を講じることで本来の機能が損なわれないと考えられるため、今回の禁止区域には指定していません。
田淵委員	ため池に設置されるものも対象となりますか。
事務局	ため池に設置される場合も、土地利用基本計画と許可基準ともに適用することとしています。
田淵委員	今回改正する太陽光発電施設の設置に関する基準内容については、丁寧な説明をした上で運用してほしい。
木原委員	景観の視点は、道からの景観もあればドローンのように空から見る景観もあります。空地で太陽光発電施設を設置した場合、空から見ると点々とした配置になるが、それを景観としてみるのか、それとも、訪れた時に見るものを景観としてとられるのかそこが気になっています。
事務局	容易に見ることができる場所を重視しています。 空から見えるものも景観ではあると思いますが、それを含めしまうと市全域を規制することとなるので、そこまでは考えていません。
木原委員	許可申請型もあるが、集団型の誘致方法もあるのではないですか。

事務局 景観や住環境の悪化を防ぐため、見えない場所への誘導を考えています。

森田委員 今回の基準が運用された場合、ほとんどの場所で太陽光発電施設が設置できないこととなります。

自分に置き換えたときに、一軒でも住宅地とした場合に設置できないのは厳しすぎるのではないかと思います。

事務局 太陽光発電施設の設置の問い合わせが多くあり、中には過去に分譲された土地で太陽光発電施設の設置を予定している案件もあります。

この案件で、周辺に土地を所有されている方が設置について反対の意見を市に連絡してこられたこともありました。景観上の件もありますが、低周波の音も問題等もあり、一軒でも一定の距離は必要であると考えています。

山下委員 太陽光発電施設の設置の状況は、把握しているのですか。

事務局 平成 24 年の固定価格買取制度の開始以降、篠山市でも太陽光発電施設の設置が行われています。

平成 24 年度から平成 29 年度までにおける、市まちづくり条例の事前協議や許可件数は、31 件となっています。規模別の内訳は、300 m<sup>2</sup>から 500 m<sup>2</sup>が 1 件、500 m<sup>2</sup>から 3,000 m<sup>2</sup>が 22 件、3,000 m<sup>2</sup>から 10,000 m<sup>2</sup>が 3 件、10,000 m<sup>2</sup>以上が 5 件となっています。

山下委員 規模別件数から考えた場合、やはり規模別に二段構えの基準にする必要があるのではないかと考えます。太陽光発電施設の設置分布については、将来基準の見直しのためにもしっかりと把握しておく必要があると考えます。

角野会長 篠山市の景観を守る取り組みにあたり、今回、太陽光発電施設の設置に関して規制をする諮問を受けましたが、篠山市の景観に対する姿勢を含めて十分に市民の方に理解を得られる説明を行っていただきたいことや、今後の見直し時



に、大規模な太陽光発電施設について更に上乗せする詳細な基準づくりやJR沿線の範囲の考え方の検討が必要であるとの意見をいただきました。

どの意見も諮問の内容を否定するものでない印象を受けましたが、そのように理解してよろしいでしょうか。

山下委員

そのように理解して良いと思います。

篠山市として、太陽光発電施設の設置を全く否定するものでないが、設置する以上はふさわしい場所にそれなりのクオリティで設置していただくことを土地利用方針と許可基準として示されたと理解しています。

角野会長

答申書記載の内容については、原則この通りでよろしいでしょうか。

最終的な答申内容については、会長と事務局で調整させていただくことで、委任してもらうことで異議ございませんでしょうか。

～ 異議なしの声あり ～

異議なしの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

#### 1 1. 報告事項

- ・景観重要建造物の指定について

事務局より報告

#### 1 2. 閉会（15時54分）